

1 件名 三浦市下水道条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

本市の公共下水道事業は、人口減少等により経営環境が厳しさを増す中、経営改善に向けた取組を着実に実施してきたが、事業運営費の約6割を一般会計繰入金により賅っている。

平成27年度に下水道使用料の見直しについて諮問した下水道事業審議会において、一般会計繰入金に依存した経営体質の改善について議論がなされたほか、平成28年度に策定した三浦市下水道事業経営戦略においても「平成31年度に下水道使用料の見直しを行う予定であり、それ以降も4年に一度、4%程度の見直しが必要となる」旨を記載している。

上記課題の解消に向け、令和4年度から24年間の公共下水道事業の財政収支の見通しの検証を進めた結果、下水道使用料の基本使用料及び従量使用料について、4.4%の値上げとなる改定を実施する必要があるため、基本使用料及び従量使用料の金額に係る規定について、関係条例の改正を行うものである。

3 改正の主な内容

基本使用料及び従量使用料の金額に係る規定について、改定に伴う必要な規定の改正を行うもの【別表（第16条関係）】（裏面参照）

4 施行期日

令和4年7月1日

5 経過措置

改正後の別表の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き継続する公共下水道の使用に係る使用料であって、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定するものの額については、各日において使用者が排除した汚水の量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。

別表

基本使用料 (10 m³以下)

【現行】

【改正後】

| 区分 | 金額 | |
|---------|---------|-----------------|
| 一般汚水 | 1, 006円 | <u>1, 050</u> 円 |
| 業務等汚水 | 2, 012円 | <u>2, 101</u> 円 |
| 公衆浴場等汚水 | 106円 | <u>111</u> 円 |

従量使用料

【現行】

【改正後】

| 区分 | 汚水排除量 | 金額 (1 m ³ につき) | |
|-----------------|--------------------------|---------------------------|--------------|
| 一般汚水及び 業務等汚水 | 11 ~ 20 m ³ | 165円 | <u>172</u> 円 |
| | 21 ~ 30 m ³ | 189円 | <u>197</u> 円 |
| | 31 ~ 40 m ³ | 225円 | <u>235</u> 円 |
| | 41 ~ 50 m ³ | 260円 | <u>271</u> 円 |
| | 51 ~ 100 m ³ | 307円 | <u>321</u> 円 |
| | 101 ~ 200 m ³ | 331円 | <u>346</u> 円 |
| | 201 ~ 300 m ³ | 355円 | <u>371</u> 円 |
| | 301 m ³ ~ | 379円 | <u>396</u> 円 |
| 公衆浴場等汚水 | 11 m ³ ~ | 10円 | 10円 |

1か月当たり[税抜]